Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 54 2008年05月30日

台湾知財だより(1)

本コーナーを担当することになりました島直史です。私は 2008 年3月から台北事務所へ出向しております。日本の皆様との橋渡し役を果たしながら、台湾における知的財産の実務を学ぶために赴任してきました。赴任中に台湾の知財分野で気づきましたところを本コーナーでお知らせしていく予定でありますので、どうぞ宜しくお願い致します。

第一回目はすこぶる硬い情報になりますが、台湾智慧財産局(TIPO)が発表しました過去 5 年間の出願統計をご案内いたします。

記

【台湾の直近 5 年間における特許・実用新案・意匠・商標の申請状況】

2007 年の特許(実案と意匠含む)の新規出願は 81,820 件でした。全体では毎年約1%から2%の増加率で推移しています。部門別にみますと、意匠は減少傾向にあり、実案は毎年 23,000 件台で増減に大きな変化はなく、そして特許は毎年3%から4%の増加傾向にあります。

特許(実案と意匠含む)の査定に不服とする訴願は 2006 年に初めて 1000 件を下回り、2007 年はこれまでで最も少ない686件でした。これはTIPOの審査が向上し、局外からもTIPOの判断を肯定する確率を高めている所以と言えます。

他方、商標の新規出願は緩やかではありますが減少しています。2003 年 11 月施行の現行法から一出願で多区分指定が可能になりましたので、分類件数にしますとそれほどの減少にはなっていないと言えます。

査定に対する訴願(586 件)において逆転(原処分取消)したのは 2007 年で僅か 12 件だけとなっており、逆転比率は 2.27%と極めて低いことが分かります。ただし争議事件(異議申立、無効審判、不使用取消審判など)の審決に対する訴願は 587 件に対して、逆転したのは 66 件(11.24%)となっています。

以上

(文彬国際専利商標事務所 島 直史)